

IFRSの概念フレームワークについて : AAAのFASCの 見解を中心として (1)

岩崎, 勇
九州大学大学院経済学研究院産業マネジメント部門 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1515800>

出版情報 : 経済学研究. 81 (5/6), pp.67-88, 2015-03-31. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :



IFRS の概念フレームワークについて

— AAA の FASC の見解を中心として (1) —

岩 崎 勇

I はじめに

国際会計基準審議会（IASB）が作成・公表する国際財務報告基準（IFRS）は、細則主義はなく、原則主義を採用しているため、その判断基準として個別の会計基準を設定するための基準（すなわちメタ基準）として概念フレームワーク（以下、「概念的枠組み」という）がより重要性を帯びてくる。すなわち、どのような概念的枠組みが作成されるかで、どのような会計基準が設定され、それゆえ、それに基づいた実務が行われるかを間接的に決定すると同時に、各会計基準の判断においても概念的枠組みが参照されることとなるからである。ただし、概念的枠組み自体は、IFRS ではなく、それゆえ、特定の測定や開示等の問題についての基準を直接的に規定するものではなく、また、概念的枠組みのいずれも特定の IFRS に優先適用されるものでもない（IASB [2010a] 目的及び位置付け¹⁾）。

この概念的枠組みの基本的な役割は、一般に資金の調達や運用を目的とする証券・金融市場に参加する市場参加者（特に投資家）を前提として、目的や基礎概念を予め設定し、それに基づいて規範的なアプローチ²⁾ によるに演繹法によって、整合性のとれた会計の基礎概念の体系を明文化しようとするものであり、それは会計基準設定者の考える一種の理想的な姿を示したものである。それは対象志向

表1 IFRS の概念的枠組みに関する基準等の略年表

年 月	内 容
1989 7	IASB：「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」の公表
2004 10	ISAB と FASB：概念フレームワークの再検討プロジェクトの協議事項化について決定
6 7	IASB：討議資料「改善された財務報告に関する概念フレームワークについての予備的見解 財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」の公表
7 6	AAA：「FASB の財務報告に関する概念フレームワーク：批判的分析」の公表
8 5	• IASB：公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク：財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」の公表 • IASB：討議資料「財務報告に関する概念フレームワークに関する予備的見解 報告企業」の公表
10 3	IASB：公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク 報告企業」の公表
9	• AAA：「財務報告基準に関するフレームワーク：問題点と提案モデル」の公表 • IASB：「財務報告に関する概念フレームワーク 2010」の公表
13 7	IASB：討議資料「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」の公表

的な純粹理論ではなく、一種の問題処理装置としての性質を具えている。しかも、これは意思決定有用性アプローチに立脚し、財務報告の目的、財務情報の質的特性、財務諸表の構成要素、財務諸表における認識と測定という論理構成を採用している（津守〔2005〕8頁）。

そして、IASBの概念的枠組みのうち財務報告の目的及び財務報告情報の質的特性等の改訂を行ったものについては、2010年9月に「財務報告に関する概念フレームワーク2010」（IASB〔2010a〕、以下、「改訂概念的枠組み」ともいう）が公表された。さらに、残りの部分に関する改訂を行うための討議資料「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」（IASB〔2013〕）³⁾が2013年7月に公表されている。この両者を合わせて、以下では、「新しい概念的枠組み」という。

このような状況の下において、「問題意識」としては、IASBの開発中の概念的枠組みが余りにも貸借対照表アプローチ（資産負債中心観）に基づき公正価値会計を重視し過ぎており、必ずしも信頼し得る財務報告情報を提供せず、有用な財務情報を提供するものとなっていないのではないのかということである。これと同様な懸念を示すものとして、例えば、IASBと共同プロジェクトを行っていたFASBを送り出している米国における米国会計学会（以下、「AAA」という）の財務会計基準委員会（以下、「FASC」という）が2007年6月に公表した（2006年6月にFASBとIASBとの共同プロジェクトによって公表された「予備的見解」に対するコメント）「FASBの財務報告についての概念フレームワーク：批判的分析」（AAA〔2007〕、以下、「分析」という）や2010年9月に公表した（共同プロジェクトによる概念的枠組み案に対する批判的で、かつ代替的な概念的枠組みのモデルとしての）「財務報告基準のためのフレームワーク：問題点と提案モデル」（AAA〔2010〕、以下、「提案モデル」という）等がある。そこで本稿では、このうち2007年6月にAAAが公表した「分析」を素材として、文献研究を通して、IASBにより開発されているIFRSの概念的枠組みの到達点と問題点を検討することを「目的」としている。なお、ここでAAAのFASCの分析を「素材とする理由」は、FASCは、AAAの下で設置された委員会であり、またその委員は米国を代表する著名な会計学者から構成されている⁴⁾ので、概念的枠組みを理論的に検討するのに最適であると考えられるからである。そこで、本稿の構成としては、第2章第1節ではIFRSの概念的枠組みの特徴を整理することにより、IFRSの概念的枠組みの到着点を明らかにすると共に、第2節ではAAAのFASCから公表された「分析」の内容を検討する。そして、この検討結果を踏えて、第3節ではIFRSの新しい概念的枠組みの問題点を明らかにしていくこととする。

II IFRSの概念的枠組みの検討

第1節 IFRSの概念的枠組みの特徴

ここでは、議論の前提としてIFRSの概念的枠組みの特徴を整理することにより、新しい概念的枠組みの到達点を明確にすることとする。これらの特徴を纏めれば、表2のとおりである。

表2のように、IFRSの概念的枠組みの到達点としての特徴としては、次のようなことが挙げられる。すなわち、①「会計目的」に関しては、意思決定有用性アプローチに基づいて予備的見解から新

表2 IFRS の概念的枠組みの主な特徴点

摘 要	89年 CF	06予備的見解	08年公開草案	10年改訂 CF	13年討議資料
①会計目的	• 意思決定目的 • 受託責任目的	投資意思決定目的	意思決定目的	意思決定目的	意思決定目的
②受託責任目的	意思決定とともに 受託責任目的を並 列的に取扱う	触れられているが ほとんど無視	• 意思決定の一部 • 受託責任の用語 の削除	• 意思決定の一部 • 受託責任の用語 の削除	• 意思決定の一部 • 受託責任の用語 の削除
③主たる利用者	(• 広範な利用者 • 投資家を中心的 なものとして想定)	投資家及び債権者	投資家、融資者及 びその他の債権者	投資家、融資者及 びその他の債権者	投資家、融資者及 びその他の債権者
④会計主体論	—	企業主体観	(企業主体観)	(企業主体観)	(企業主体観)
⑤重視する利害 関係者	利用者・作成者	利用者	利用者	利用者	利用者
⑥利益観	資産負債中心観 収益費用中心観	資産負債中心観	資産負債中心観	資産負債中心観	資産負債中心観
⑦基本的な質的 特性	目的適合性、信頼 性、理解可能性、 比較可能性	目的適合性、忠実 な表現、理解可能 性、比較可能性	目的適合性、忠実 な表現	目的適合性、忠実 な表現	目的適合性、忠実 な表現
⑧認識規準	定義、蓋然性、信 頼性ある測定	(定義、蓋然性、 信頼性ある測定)	(定義、蓋然性、 信頼性ある測定)	定義、蓋然性、信 頼性ある測定	定義
⑨測定属性	混合測定モデル	(混合測定モデル)	(混合測定モデル)	混合測定モデル	混合測定モデル

(注) CF：概念的枠組み

(出所) IASC [1989]、IASB [2006] [2008a] [2010a] [2013] を参考にして著者作成

しい概念的枠組みまで基本的に意思決定目的を重視している。②「受託責任目的」に関しては、予備的見解では触れられているが、ほとんど無視されており、新しい概念的枠組みでは、意思決定に含まれるものと位置付けられると共に、「受託責任」(stewardship) という用語⁵⁾ 自体が削除されている。③「主たる利用者」に関しては、予備的見解から新しい概念的枠組みまで基本的に投資家、融資者及びその他の債権者を挙げている。④「会計主体論」に関しては、予備的見解では企業主体観 (perspective of the entity：企業主体論) が採用されているが、それ以降、新しい概念的枠組みを含めてこれに関する明示はされていない。しかし、全体的な論調は、予備的見解と同一であるので、背後の考え方としては、企業主体観が採用されているものと推測できる。⑤「重視する利害関係者」に関しては、一貫して利用者の観点が重視され、財務諸表の作成者の視点は重視されていない。⑥「利益観」に関しては、予備的見解から新しい概念的枠組みまで一貫して貸借対照表アプローチ (資産負債中心観)⁶⁾ が採用されている。⑦「基本的な質的特性」に関しては、予備的見解から新しい概念的枠組みまで基本的に現実世界の経済事象 (それゆえ、経済的資源とそれに対する請求権とそれらの変動) を忠実に表示しようとする「経済事象アプローチ」に基づき目的適合性と忠実な表現を重視している。

以上を纏めると、IFRS の概念的枠組みの到達点としての特徴としては、会計目的については意思決定目的が採られ、受託責任目的については意思決定目的に含められ、軽視されている。また、主たる利用者として、従来のように明示しないのではなく、投資家、融資者及びその他の債権者が明示され、会計主体論としては企業主体観が基本的な背景となっているものと考えられる。そして、利害関係者

としては財務諸表の利用者を重視し、その作成者は、ほとんど無視されている。さらに、利益観としては資産負債中心観（貸借対照表アプローチ）が採用されている。最後に、財務情報を有用なものとする基本的な質的特性として、経済事象アプローチに基づき目的適合性と忠実な表現を重視していることが確認できる。なお、このように、AAAのFASC等からの批判があるのにも関わらず、IASBが予備的見解と同様な考え方で概念的枠組みを作成し続けているのは、IASBが、FASC等の主張を考慮することなく、IASBの強い信念に基づいてこれを行っているものと考えることができる。

第2節 AAAのFASCの分析の検討

前述のように、FASCが公表した「分析」は、本来、「予備的見解」に対してなされたものである。しかし、前掲の表2において明確のように、その後に公表された新しい概念的枠組み等についても、その批判がほぼそのまま当てはまると判断できる⁷⁾。そこで、IFRSの予備的見解に対してだけでなく、新しい概念的枠組みに対してもほぼ妥当するものと解して、以下の検討を行っていくこととする。なお、本「分析」からの引用は、頁数のみを表示するものとする。

(1) 概要

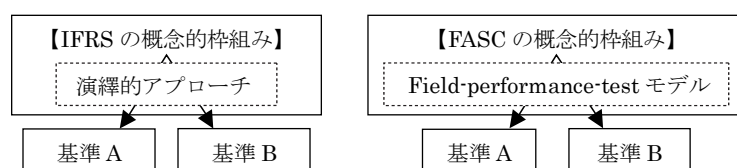
FASCは、IFRSの概念的枠組みに関する予備的見解について、「もしこれが採用された場合には、損益計算書よりも貸借対照表を重視し、かつ会計の受託責任の役割を軽視し、企業の持分への投資を強調したアプローチになる」（229頁）と指摘している。

そして、「予備的概念的枠組みの個別的なパラグラフの分析から、これは根本的な欠陥のあるアプローチ（fundamentally flawed approach）であり、現在の形で採用すべきではないと結論した」（229頁）と批判的な立場を明確にしている。その理由として、「我々は、予備的概念的枠組みに関して、以下の四つのことに基本的に反対である。

1. それは、会計の投資機能に過度に焦点を当てており、より重要な受託責任を軽視していると考えている。
2. それは、実際に関連した市場取引に基づいていないので、（例えば、モデルによる時価評価や現在価値として決定された数値のような）ほとんど信頼し得ない公正価値に依存していると考えている。そして、そのような「柔らかな」（soft）数値を提供する会計報告は、会計数値一般の目的適合性及び有用性にとって有害（harmful）であると考えている。
3. FASBが中立的な会計数値を望むということに賛成する。しかしながら、[財務]報告における経営者の[業績]上方偏向（upward bias）を前提とすれば、中立的な会計数値を生み出すためには、保守的な（conservative）基準が必要であると感じている。
4. FASBの基準は概念的枠組みのみに基づくべきものではないと提案する。「目的適合性」（relevance）というような概念は、個別の基準を決定するのに有用であるためには、余りにも広義すぎる。より厳格なfield-performance-testモデルが、新しい会計基準を実際に施行する前に必要である。会計基準の設定上、市場の力（market forces）がより大きな役割を演じられるような報告上の選択肢にお

けるより広い弾力性を企業に許容することを勧告する。」⁸⁾ (230頁) としている。

図1 概念的枠組みのタイプ



このように、IFRS の概念的枠組みについては、IFRS が世界の証券市場における証券投資を前提としたものであるとしても、主に、⑦意思決定を（正当にではなく）過度に重視し、受託責任⁹⁾を軽視していること、④歴史的原価に基づかない仮想取引に基づく信頼性のない公正価値会計は、目的適合性と有用性に対して有害であること、⑤経営者の業績上方偏向に対処し、中立性のある数値を得るためには、保守主義の適用が必要であること、及び⑥概念的枠組みが余りにも抽象的であり、この演繹的アプローチ¹⁰⁾に基づいて直接的に会計基準を設定することはできないので、より詳細で厳格な実施テストを行った概念的枠組みが必要であるという四つの大きな欠陥があることが指摘されている。

表3 概念的枠組みの4つの欠陥の指摘

摘 要	予 備 的 見 解	FASC の 見 解
①会計目的	投資意思決定重視	受託責任の重視
②測定属性	公正価値に依存	信頼性のない公正価値への依存は有害
③中立性	中立性	保守主義を適用して中立性の確保
④抽象性	十分な概念的枠組み	実施テストモデルが必要

（出所）AAA [2007] 230頁を参照して著者作成

上記の全体的な分析を前提として、以下では、より個別的な論点について検討していくこととする。

(2) 個別論点の検討

① 財務報告の主たる利用者

予備的見解では、財務報告の主たる利用者に関して、「一般目的財務報告の主たる利用者は現在及び潜在的な投資家及び債権者（及び彼等のドバイザー）である。」(OB11)、「財務報告は企業の所有主観（perspective of the entity's owners）というよりも、企業主体観を反映する。」(OB10) (231頁) と述べている。しかし、これに関して、FASC は、「主たる利用者は、企業の所有者であるべきである。」(231頁) と考えている。

この理由として、「1. 彼等は、財務記録及び財務諸表を作成し、監査人を雇う。2. 所有主が他の利用者を満足させない限りにおいて、利用者は企業と取引を行う上で、その企業についての知識や不確実性についてのコスト（モラル・ハザードのコスト）を〔取引価格に〕含めるので、所有主はそれを含んだコストを負担することとなる、それゆえ、所有主は他の利用者のニーズを満たす財務報告を

提供することに強いインセンティブを持っている。」(231頁) と考えるからである。

表4 主たる利用者と会計主体論

摘 要	予 備 的 見 解	FASC の 見 解
①主たる利用者	投資家及び債権者	所有主
②会計主体論	企業主体観	所有主観

(出所) AAA [2007] 231頁を参照して著者作成

このように、FASC は、財務報告の主たる利用者及び会計主体論について、予備的見解のように、投資家及び債権者と考え、かつ企業主体観に立つのではなく、より限定された企業の所有主及び所有主観に立つことが適切であると考えている。

② 財務諸表の主たる使用目的

予備的見解では、財務諸表の主たる使用目的に関して、「財務報告における情報の主たる使用目的は、投資意思決定のためのものである」(231頁) と述べている。なお、受託責任については触れられているけれども、ほとんどついでに述べられているに過ぎない。しかし、これに関して、FASC は、「受託責任は、しばしば投資意思決定に焦点を当てることによって十分に果たされると主張される。この主張は、論理的に誤っている。受託責任目的に有用な情報は、評価目的に有用かも知れないし、有用でないかも知れない。そして、逆もまた真実である。これは過去30年間の学術文献によって示されてきた。受託責任は、重要であるばかりでなく、ほとんどの企業にとって投資よりもより重要である。」(231頁) と考えている。この理由として、「1. 全ての企業にとって、会計からの主たる便益は、経営者に委託された資源の使用と処分についての管理と報告である。定期的な報告は、市場取引及び事前に定められたルールに従ってアウトプット及び期間への配分によって証拠付けられ、貨幣額で表示された資源の流入と流出についての情報を提供する [財務] 報告は、企業の経営者がどのように受託責任を遂行したのかについての有用な情報を提供する。」(231頁) と考えるからである。

表5 財務諸表の主たる使用目的

摘 要	予 備 的 見 解	FASC の 見 解
財務諸表の主たる使用目的	投資意思決定目的	受託責任目的

(出所) AAA [2007] 231頁を参照して著者作成

このように、FASC は、財務諸表の主たる使用目的について、投資意思決定目的というよりも、受託責任目的をより重視すべきこと、また、(例えば、新しい概念的枠組みのように、) 投資意思決定目的に受託責任目的を含めて議論することは誤りであることを指摘している。

③ 外部財務報告の限界

予備的見解では、外部財務報告の限界に関して、「『財務報告は、投資家、債権者及び同様な資源配分決定を行う人が必要とする情報の一つの源泉に過ぎない』(OB14)。しかし、概念的枠組みは、次の

ように説明している（S8）。『投資、貸付け及び同様の資源配分決定を行う上で有用であるためには、情報は、それが表示しようとする現実の世界の経済事象の忠実な表現でなければならない。これらの経済事象の忠実な表現であるためには、情報は検証可能で、中立的で、完全でなければならない』。S11は、『完全性とは、情報が表示しようとする経済事象の忠実な表現のためには、財務報告上、全ての情報が含まれなければならないということを意味する。』と説明している。」（233頁）として、現実世界の経済事象（ないし経済現象）を忠実に表示しようとする「経済事象アプローチ」により忠実な表現（検証可能性、中立性、完全性）を強調している。

表6 財務報告の限界と財務諸表の構成要素の質的特性

摘 要	予 備 的 見 解	FASC の 見 解
①財務報告の限界	財務報告は意思決定のための1資料	財務情報の他に、ミクロ・マクロ情報が必要
②質的特性	有用であるため、現実の世界の経済事象の忠実な表現（検証可能性・中立性・完全性）の必要性	・受託責任のためには有用 ・将来キャッシュフロー等の情報は、完全でも、検証可能でも、中立でもない

（出所）AAA [2007] 231-233頁を参照して著者作成

これに関して、FASCは、「多くの（恐らくほとんどの）投資やその他の意思決定のために要求される情報には、例えば、代替的な製品やサービスの需要や供給、地域及び一般的な経済活動、物価変動、過去・現在・予測される企業のインプットやアウトプットについての政治経済的状况というような、ミクロやマクロ的な経済的な変動の予測も含まれる。…これは、他の引用された要件「情報は完全でなければならないということ」と一貫しない。というのは、財務報告で提供される情報は、完全とはなりえないからである。」（231頁）と考えている。この経済事象の忠実な表現であるためには、情報は検証可能で、中立的で、完全でなければならないということに対する批判の根拠として、「1. もし貸借対照表が、投資家や債権者のために、清算ではなく、継続することが期待される企業によって保有される資産及び負債の価値について報告することを想定する場合には、経済事象は、使用価値すなわち将来正味キャッシュ・フローの現在価値でなければならない。この計算は、会社内の外部的性質（intra-firm externalities）及び企業の資産に対する請求者のリスク選好を考慮した割引率から生じるものを含む、将来キャッシュ・フローの見積を要求する。2. そのようなデータはほとんど検証可能性がない。というのは、それらは、経営者の主観的な判断に必然的に依存するからである。また、中立的でもない。というのは、経営者は、すべての（又は、大多数の）投資家や債権者の関心（agenda）を全く（又はほとんど）反映しない自分自身の関心を持っているからである。さらに、そのデータが、信頼性があり、将来事象の経済的影響についての信頼し得る測定値を提供する場合でも、報告金額は、財務報告書が公表される時には、[既に] 時期遅れのものとなっているであろう。広く保有され、公的に取引されている株式の株価は、財務諸表上にそれらが公表される以前に、その情報を織り込む（impound）であろう。全ての企業にとって、期末の多数の資産及び負債の市場価格ないし見積価値は、投資意思決定のためにそれらが使用される以前に変化してしまうであろう。しばしば、そのような数

値が受託責任決定のために有用である一方で、投資意思決定のために、そのような変動は、その数値が有用なものとならないばかりでなく、誤導的なものとなるであろう。」(233頁) と考えるからである。

継続企業（前提）→投資意思決定→使用価値→将来キャッシュ・フローの現在価値→検証可能性・中立性なし
→有用性なし

このように、FASC は、外部財務報告の限界に関して、投資意思決定のために財務報告は多くの情報の中の一つに過ぎないものであることを確認している。そして、清算ではなく、継続企業を前提とする投資意思決定のために、経済事象は、理論的には出口価格ではなく、使用価値で測定しなければならない。この場合、将来キャッシュ・フローの見積等で見積が要求されるが、それは検証可能でもないし、中立的でも完全でもない。それゆえ、有用でもないと考えている。

④ 目的適合性と信頼性

予備の見解では、財務情報の基本的な質的特性に関して、「『目的適合性は、他の質的特性より前に考慮されなければならない。というのは、目的適合性は、どのような経済事象が財務報告において表示されなければならないかを決定するからである。』（QC43）、『次に適用される質的特性は、忠実な表現である。（目的適合性の後に忠実な表現を考慮することは、忠実な表現が目的適合性について副次的であるということの意味しない。むしろ目的適合性は第1に考慮されなければならないものである。というのは、財務報告の利用者の意思決定にとって直接関係のない事象－目的適合性のない情報－を、どのように忠実に表現するのかを考慮することは非論理的であるからである。）』（QC44）」(234頁) と考えている。

表7 財務情報の基本的な質的特性

摘 要	予 備 的 見 解	FASC の 見 解
基本的な 質的特性	• 目的適合性と忠実な表現 • 序列関係：目的適合性→忠実な表現 • 公正価値は意思決定のために有用 • 監査について言及なし • 信頼性ではなく、忠実な表現を重視	• 目的適合性と信頼性 • 序列関係を考えない（トレード・オフ関係を志向） • 受託責任に有用 • 監査に耐えうる実際の取引に基づくべきこと • 公正価値（レベル3）は信頼性が得られない

（出所）AAA [2007] 234頁を参照して著者作成

これに関して、FASC は、「FASB によって信頼性（忠実な表現）と目的適合性との間に示された重要性の順序は、ともに意味深く（revealing）、とても重要である。」(234頁) と考えている。この理由として、「1. それは意味深い。というのは、概念的枠組みは財務諸表上で示される全ての数値は、企業の所有主及び他の利用者にとって何らかの目的で、特に受託責任に関して、重要である。財務諸表は経営者に委託された資源が、どのように使用されたのかを説明する証拠を提供し、（確定的ではないが）有用な示唆を提供する。例えば、建物マイナス減価償却費について支出された元の金額は、経済価値（使用価値）や市場価値（交換価値）ではないけれども、その建物購入のために支出された資源及びその建物の耐用年数にわたる会計期間にその原価を配分した金額の見積額（ありのままで、少なくとも容易に操作することができない経済的使用原価）を説明している。2. 財務諸表上に表示され

る数値の財務諸表の利用者に対する有用性は、(以下で議論するように) 改善されうるし、またそうすべきである。しかし、もしその結果が、その利用者が信頼し得ない数値である場合には、また、その数値が彼等を誤導するために操作されている怖れについて、彼等に[合理的な]理由がある場合には、これらの数値は目的適合的でない。3. 真実であることを監査し得る実際の市場取引に基礎を置かない数値は信頼し得ない。…5. [金融商品の評価における] レベル3の公正価値は、ほとんど信頼し得る数値としての保証はない。というのは、これらは、通常、機会主義的な経営者によって容易に操作され得る正味キャッシュ・フローの見積及び割引率に依存しているからである。」(234-235頁)として、「取引基礎アプローチ」(transaction based approach ないし「取引事象アプローチ」)に基づいて信頼性があることが重要であることを強調している。

このように、予備的見解では、公正価値の適用を促進するために、「経済事象アプローチ」に基づき財務情報を有用とする基本的な質的特性として目的適合性と忠実な表現を想定し、かつ両者の序列関係を前提とした議論になっているが、FASC では、これに関して、原価を基本的な測定値とするために、「取引事象アプローチ」に基づき目的適合性と忠実な表現ではなく、目的適合性と信頼性が重要であると考えている。特に、信頼性は、財務情報が有用で目的適合的であるために必須なものであり、非常に重要なものであることが強調されている。

⑤ 監査と信頼し得る数値

予備的見解では、監査に関して何の指摘もなされておらず、それゆえ、監査と会計基準との関係が考慮されていない。これに関して、FASC は、「前述したように、財務諸表上表示される数値は、その数値が信頼し得る限りにおいてのみ、利用者にとって目的適合的かつ有用である。独立の公認会計士は、何世紀にもわたって企業の所有主、債権者及び経営者に対して、財務諸表の数値は、それが表示しようとするものであるということを保証してきた。会計基準は、これを保証する独立の公認会計士の能力に影響を及ぼしてきた。このように、取引ベースで根拠のある会計は、仮想的な当事者が資産について支払わないし負債を引受けるのに受取るであろう金額として決定される、モデルに基づく公正価値、現在価値及び出口価格よりもより好ましい」(235頁)と考えている。この理由について、確かに一面では、「1. 伝統的な歴史的会計数値は、操作の対象になっている。例えば、建物や備品の修繕や広告、事業の開発のための支出は、報告費用を減少させるために、遅らせることが出来る。……もし全ての資産及び負債を期末に使用価値で表示する場合には、この種の操作は排除可能である。しかし、利用可能で、信頼し得る当期の数値で[すべての]資産及び負債を再表示しようとすることは、同様な影響をもたらすであろう。……4. 現在価値、モデル及び経済事象の見積から生じる公正価値は、経営者が操作することが容易であり、監査人が[それが信頼し得るものであることを]証明することは、非常に難しい。経営者は、監査人よりも、将来キャッシュ・フロー、適切な割引率、適切なモデル及びそれらが生じるであろう仮定、その資産の潜在的購入者や負債の引受人を見積もるのに、より一層の知識を持っており、またそのように仮定されている。監査人は、どのようなベースで、明らかに不合理でない仮定や見積について質問をすれば良いのか。さらに、どのように監査人は、経営者の公正価値の見積りが誤りであると決定できるのか。」(235頁)と考えるからである。

表8 監査可能性

摘 要	予 備 的 見 解	FASC の 見 解
監査可能性	記述なし（考慮外）	• 原価主義会計は信頼性があり、監査可能 • 取引基礎に基づく根拠のある会計は、仮想的な公正価値等より好ましい • 公正価値は操作が容易であり、監査が非常に難しい

（出所）AAA〔2007〕235頁を参照して著者作成

このように、FASC は、監査に関して、監査人が公正価値の信頼性を監査することは非常に難しいのに対して、他方、取得原価会計は歴史的に監査可能で、信頼し得る財務報告を行ってきた、と述べている。

⑥ 保守主義

予備的見解では、保守主義に関して、「保守主義は拒否された。『中立性は、財務報告情報における偏りを意味する保守主義と両立しない。保守主義ないしその他の偏った財務報告情報は同様に受け入れられない。』（QC28）」(236頁)としている。

これに対して、FASC は、「全ての測定は、不注意によるないし注意深い何らかの偏りを伴っている。正直な経営者は、とても楽観的な（overly optimistic）傾向がある。中には正直でない経営者もいる。彼等はより大きな程度に、好ましい事象（例えば、売上）を過大評価し、好ましくない事象（例えば、費用）を過小評価する測定値を選択ないし意図している。……それゆえ、会計担当者が保守主義を適用することは、慎重で、かつ合理的でもあり、そこでは、収益は、それが稼得されたということが（確実ないし非常に高い可能性をもって）明らかでなければ、収益として報告を行わない。他方、費用は、少なくとも繰延収益ないし将来収益によって相殺されることが明らかでないならば、（資産の形で繰延べられず）当期に報告される。……我々は、保守主義は、経営者の〔業績〕上方偏向に対処するのに本質的なものであると考えている。」(236頁)としている¹¹⁾。

表9 保守主義

摘 要	予備的見解	FASC の 見 解
保守主義	• 削除 • 中立性に違反	• 保守主義は必要 • 経営者の業績上方偏向に対処するため

（出所）AAA〔2007〕236頁を参照して著者作成

このように、FASC は、保守主義に関して、予備的見解のようにそれを否定するのではなく、経営者の業績上方偏向に対処するために必須のものであり、これによって中立的な財務報告が可能であると考えている。

⑦ 貸借対照表アプローチ対損益計算書アプローチ

予備的見解では、貸借対照表アプローチ（balance sheet approach）対損益計算書アプローチ（income statement approach）に関して、「財務報告についての代替的アプローチについて直接に議論していないけれども、貸借対照表アプローチの強調が見られる。BC1.30において示されているように、『業績

測定において、企業はまず、適用可能な認識及び測定基準に従って、それらについて経済的資源及び請求権を明確化し、測定する。そして、企業は、所有主としての立場に立つ所有主との取引及び所有主による請求権に基づく純変動額以外の経済的資源及び請求権における純変動を計算する。』』として貸借対照表アプローチに基づく認識及び測定について規定している。

これに対して、FASC は、「貸借対照表アプローチは、（例えば、現在価値のように、）しばしば信頼し得ない再評価を要求するので、それらが信頼し得るものであるように、客観的で信頼し得るように、それらが決定され得るときに、現在価値への再評価することにより改善されうるということを考慮して、伝統的な損益計算書アプローチが強調されなければならない。」(236頁)としている。

その理由は、「1. 前述のように、多くの資産の経済価値は、信頼し得ない数値を生じる手続きを伴わずには決定し得ない。それゆえ、概念的枠組みにおいて記述されたような経済的資源及び請求権の変動は、所有主の富の有用な測定値を所有主及びその他の投資家に提供しない。2. 他方、損益計算書は、企業活動の結果としての持分所有主の富の正味増加に焦点を当てることによって、企業の業績及びその見込みについての有用な情報を所有主及び投資家に提供する。3. 損益計算書は、(期末)現在の信頼し得る数値に資産及び負債を再評価することによって改善し得る。信頼し得る数値は、多くの資産及び負債について利用可能でないので、再評価は不完全であろう。対応概念は、保守主義と共に、この状況を効果的に取り扱う手段を提供する。資産価値の増加ないし減少は、これらの増加が信頼し得る数値から生じる限りにおいて、収益として記録される。費用は収益と対応させられる。……4. 費用に関連する収益が将来へ繰延べられないし将来生じると予想される場合には、費用は収益の金額まで繰り延べられ、貸借対照表上資産として報告される。しかしながら、概念的枠組み (QC18) は、次のような主張をする。『そのような繰延費用 (deferred charges) ないし繰延収益 (deferred credits) は、財務報告以外の現実世界に存在しないので、それらは、枠組み上で使用されている用語としての忠実な表現とはなり得ない』。しかし、それらは資産及び負債である。繰延費用は、収益を獲得するために支出され、保守主義の慣習によって限定された予想収益の現在価値である。繰延収益は、例えば、現金の前受けによって表された義務に見合うように繰り延べられた金額の現在価値である。ここでもまた、保守主義の慣習によって義務を遂行するための収益は、その義務を履行するまで収益として報告されない。」(237頁)としている。

表10 アプローチ

摘 要	予 備 的 見 解	FASC の 見 解
アプローチ	• 貸借対照表アプローチ • 繰延費用・繰延収益は資産負債ではない	• 損益計算書アプローチ • 業績及びその予想について有用な情報を提供 • (資産負債の) 対応は資産負債を増減させる • 繰延費用・繰延収益は資産負債である

(出所) AAA [2007] 236頁を参照して著者作成

このように、FASC は、貸借対照表アプローチ（資産負債中心観）と損益計算書アプローチ（収益費用中心観）とに関して、貸借対照表アプローチは信頼し得ない再評価を要求するので、有用な財務

情報を提供するために適切ではなく、他方、損益計算書アプローチは信頼し得る財務情報を提供し得るので、より望ましいと考えている。

(3) 分析の結論

これまでの分析の結果として、FASC は、本予備的見解に関して、「FASB の予備的見解における概念的枠組みは、余りにも抽象的で、直ちに会計基準の設定に有用ではなさそうである。もっと詳細で中級レベルの概念が〔個別〕会計基準設定をガイドするために開発されなければならない。会計基準設定は、概念実験（conceptual exercise）以上のものでなければならない。それはまた、会計の作成者及び利用者の双方のインセンティブを考慮しなければならない。さもなければ、会計基準の実際の施行は、基準設定者が生じると期待したところのものと全く異なったものとなるであろう。その場合には、基準設定は改訂の連続に陥り、会計基準の実際の施行について失望するであろう。」(238頁) としている。

以上のように、FASC の「分析」の内容を纏めると、表11のとおりである。なお、各項目についての問題点等の纏めは、各項目のところで既に行っているので、ここでは繰り返さないこととする。

表11 予備的見解と分析との比較

摘 要	IASB の予備的見解	FASC の分析
①概要	貸借対照表の重視	損益計算書の重視
	4つの欠陥の指摘	
	投資意思決定の重視	受託責任の重視
	公正価値に依存	信頼性のない公正価値への依存は有害
	中立性	保守主義を適用して中立性の確保
	十分な概念的枠組み	実施テストモデルが必要
②利用者	投資家及び債権者	所有主
③会計主体論	企業主体観	所有主観
④主たる目的	投資意思決定	受託責任目的
⑤財務報告の限界	財務報告は意思決定のための情報の1つ	他のミクロ・マクロ等の情報が必要
⑥基本的な質的特性	目的適合性を最優先し、次に忠実な表現	信頼性（忠実な表現）及び目的適合性は共に意味深く、重要
⑦監査	記述なし	- 公正価値の信頼性を監査人が証明することは非常に困難 - 信頼し得る場合のみ目的適合的かつ有用
⑧保守主義	否定	必要（経営者の業績上方偏向に対処）
⑨アプローチ	- 貸借対照表アプローチ - 繰延費用等を認めない	- 損益計算書アプローチ - 繰延費用等は資産負債
⑩結論	—	- 抽象的過ぎる - 詳細で中級レベルの枠組みが必要 - 作成者と利用者の双方の重視 - 単なる概念の実験以上のものが必要

第3節 IFRS の新しい概念的枠組みの問題点

以上の検討を前提として、ここでは、IFRS の新しい概念的枠組みの問題点を考えて行きたい。これには、次のようなものが考えられる。なお、前掲表2のように、予備的見解の後に公表された新しい概念的枠組みは、予備的見解をほぼそのまま継続採用しているので、予備的見解に対する批判がほぼそのまま適用できると判断できる。それゆえ、予備的見解を参考にして、以下のように、会計目的、公正価値会計及信頼性等の観点を中心として新しい概念的枠組みの問題点を検討していくこととする。

表12 見解の概要

摘 要	新しい概念的枠組み	F A S C	著 者
①会計目的	意思決定の重視	受託責任の重視	意思決定と受託責任の重視
②主たる利用者	投資家、融資者及びその他の債権者	所有主	所有主を中心とする投資家
③会計主体論	(企業主体観)	所有主観	所有主観
④利害関係者	財務報告の利用者	財務報告の作成者・利用者	財務報告の作成者・利用者
⑤利益観	貸借対照表アプローチ	損益計算書アプローチ	ハイブリッド・アプローチ*
⑥信頼性	軽視	重視	重視
⑦保守主義	軽視	重視	重視

*ハイブリッド・アプローチとは、貸借対照表アプローチと損益計算書アプローチの双方を組み合わせたアプローチのことである。

① 会計目的としての投資意思決定の重視問題

前述のように、IFRS の新しい概念的枠組みでは会計目的として投資等の意思決定を重視しており、受託責任目的を意思決定目的の中に含めて取り扱っている。しかし、FASC の指摘のように、独立の目的として受託責任を掲げた方が良い。なぜならば、受託責任は、全ての企業に共通する基本的・普遍的な会計目的であり、これを重視することによって歴史的な取引をベースとした継続記録に基づくより信頼性のある財務報告が出来ることとなるからである¹²⁾。

② 主たる利用者の問題

前述のように、IFRS の新しい概念的枠組みでは、財務報告の主たる利用者として投資家、融資者及びその他の債権者を掲げており、従来の概念的枠組みと比べてその範囲を明確化している。しかし、各々の利用者の財務報告の利用目的は異なり、もしそれらのニーズを満たすためには、ASOBAT のように、多元的な財務情報を提供することが必要になるし、また、もし反対に共通のニーズを見出すためには、情報の範囲がより狭くなるという問題が生じる。このような問題を生じさせないためには、主たる利用者の範囲を投資家、融資者及びその他の債権者とするのではなく、従来の概念的枠組みのように、「投資家は、企業に対するリスクを負う資本提供者であることから、投資家ニーズを満たす財務諸表を提供することによって、財務諸表により満たすことが可能なその他の利用者の十分なニーズも満足させることとなろう。」(IASC [1989] par.9) というように、リスクの最終負担者である株主(所有主)を中心とした投資家を主たる利用者とした方がよいと考えられる¹³⁾。

③ 会計主体論

会計主体論に関して、IFRSの新しい概念的枠組みでは、上述②のように主たる利用者を貸借対照表の貸方の者に焦点を当てることによって、企業主体観的な立場を強調し、その考え方に基づいて連結会計において「経済的単一体説」を採用し、買入取得によって生じた「買入のれん」のみではなく、単に市場が評価しているだけの子会社の無形価値に過ぎない少数株主持分についての（自己創設）のれん（斎藤 [2006] 191頁）も計上するという「全部のれん説」を採用している。しかし、伝統的な持分計算ないし利益計算を問題とする会計主体論からいえば、企業会計は企業の所有主の利益及び持分計算を行っているのであり、企業自体の利益及び持分計算を行っているのではない。それゆえ、所有主観に基づいて概念的枠組みの理論構成を行うべきものであろう¹⁴⁾。

④ 利害関係者の問題

前述のように、概念的枠組みにおいて重視する利害関係者に関して、IASBの新しい概念的枠組みにおいて、財務報告の利用者のみを重視している。そして、この考え方に基づいて、例えば、金融商品会計における有価証券の分類・評価上、従来の「経営者の保有意図」を反映した分類から、それを出来るだけ排除しようとする「事業モデル」に基づくものへと改訂されている。しかし、FASCが指摘しているように、財務報告の利用者のみではなく、他の当事者である財務報告の作成者の立場も考慮することが大切であろう。すなわち、企業経営は経営者により行われているので、単に公正価値等を経営者の操作が入らない数値である等という理由で採用するのではなく、経営者の経営上の意図を適切に反映することが大切であろう¹⁵⁾。

⑤ アプローチの問題

周知のように、FASBの概念的枠組みに関する76年の討議資料における利益観について、損益計算書アプローチ（収益費用中心観）や貸借対照表アプローチ（資産負債中心観）と測定基礎とは直接結びつかないものとして規定されている（FASB [1976b]）。しかし、最近の論調では、貸借対照表アプローチの採用と測定基礎とを結びつけて主張されることも少なくなく、また貸借対照表アプローチの採用を根拠としてできるだけ公正価値会計の採用を主張するものも少なくない。例えば、かつて金融商品会計について全面時価会計が提案され（JWG [2000]）、またIFRSにおいては、金融商品のみならず、事業用資産の再評価を含む、非金融商品への公正価値会計の適用等に見られる。しかし、貸借対照表アプローチの採用と測定基礎との直接の結びつきは、FASBの76年討議資料に見られるように、本来必ずしもないものであり、例えば、事業用資産の再評価等は行き過ぎであろう¹⁶⁾。

⑥ 信頼性の軽視の問題点

IFRSの新しい概念的枠組みに基づいて個別基準が改訂中であるが、IFRSが貸借対照表アプローチ（資産負債中心観）に基づき経済現象アプローチを採用し、公正価値会計を推進しようとしている関係で、具体的には、例えば、次のようなところに問題が生じてきている。

㊦ 概念的枠組みにおける財務報告情報の質的特性における信頼性の削除問題

2010年に公表された改訂概念的枠組みでは、必ずしも信頼性の確保できない公正価値会計を推進するために、基本的な質的特性として従来要求されてきた目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係

を解消し、「信頼性」を削除すると共に、その代わりに「忠実な表現」を採用している。つまり、IFRS の改訂概念的枠組みでは、信頼性が確保できないことを概念的枠組み自体が認めた格好になっている。これについては、FASC が指摘するように、信頼性のない財務情報は有用でないばかりか、有害であると考えられるので、基本的には、取引基礎アプローチに基づき財務情報について信頼性を確保することが必要であろう¹⁷⁾。

① 金融商品会計における例外的な原価評価規定の削除問題

貸借対照表アプローチに基づき公正価値会計を推進しようとする IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」の改訂において、従来、信頼性を持って公正価値が測定できないものについては、例外的に原価評価を認めてきたが、この例外規定が削除された。その結果、公正価値測定を行うべきものについては、たとえそれが信頼性をもって測定できないものについてまで、公正価値測定が強制されることとなった¹⁸⁾。しかし、これは、FASC が指摘するように、信頼性をもって測定できないものについてまで公正価値測定を強制することは行き過ぎであると考えられる。

⑦ 保守主義の問題

前述のように、IFRS の概念的枠組みでは、保守主義を拒否している。しかし、FASC が指摘するように、中立的な数値を表示するため利益の慎重な計上を行うため及び有用な情報を提供するために¹⁹⁾、保守主義の適用が必要であろう。

Ⅲ むすび

以上のように、本稿では、2007 年に AAA の FASC が公表した「分析」を素材として、IASB により公表された IFRS の新しい概念的枠組みの到達点と問題点について検討してきた。この検討によって、次のことが明確化された。

(1)「IFRS の新しい概念的枠組みの到達点」としての特徴としては、会計目的については意思決定目的が採られ、受託責任目的については、名称が削除されると共に、意思決定目的に含められ、軽視されている。また、主たる利用者として、従来のように不明瞭なものから、投資家、融資者及びその他の債権者が明示され、会計主体論としては企業主体観が基本的な背景となっている。そして、利害関係者としては利用者を重視し、財務諸表の作成者は軽視されている。さらに、アプローチとしては貸借対照表アプローチが採用されている。最後に、財務情報を有用なものとする基本的な質的特性として、経済事象アプローチに基づき目的適合性と忠実な表現を重視していること等が挙げられる。

(2)「AAA の FASC の分析」における「予備的見解」に対する指摘事項としては、次のようなことが挙げられている。すなわち、⑦主たる利用者としては、投資家、融資者及びその他の債権者ではなく、企業の所有主を重視すべきこと、①財務報告の目的としては、投資意思決定目的よりも受託責任目的を重視すべきこと、②財務報告の質的特性としては忠実な表現というよりも信頼性を重視すべきこと、③監査では、財務報告についての信頼性を確保できることが大切であること、④経営者の業績上方偏重に対処するためには保守主義が必要であること等である。

(3) 上記 (1) (2) を踏えた上での IFRS の「新しい概念的枠組みの問題点」としては、次のようなことが挙げられる。すなわち、㊦会計目的として受託責任目的を軽視しているので、意思決定目的と受託責任目的の双方を重視すべきこと、㊧主たる利用者としては所有主である株主を中心とした投資家を重視すべきこと、㊨利害関係者としては、財務報告の利用者ばかりでなく、経営者の意図の適切な反映等のために、財務諸表の作成者の観点も重視すべきこと、㊩アプローチ（利益観）に関しては、定義の問題としては貸借対照表アプローチ（資産負債中心観）が適当であろうが、会計目的としての業績報告等の問題に関しては、純利益を重視する損益計算書アプローチ（収益費用中心観）を考慮すべきこと、㊪財務報告における質的特性としては、経済事象アプローチに基づく目的適合性と忠実な表現ではなく、取引事象アプローチに基づく目的適合性と信頼性を重視すべきこと、㊫適切で慎重な財務報告を行うために、保守主義を適用すべきこと等である。

このように、予備的見解がほとんどその本質部分を修正されないまま新しい概念的枠組みとなっているので、FASC が「分析」において指摘したように、四つの本質的な欠陥を改善しないまま、損益計算書よりも貸借対照表を重視し、必ずしも信頼性のない公正価値会計を計算構造の中心として措置し²⁰⁾、受託責任を軽視した概念的枠組みとなっているということが指摘できる。

〔注〕

1) IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまる IFRS がない場合には、経営者は、まず、①類似の事項や関連する事項を扱っている IFRS の規定、次いで、②概念的枠組みにおける資産等の定義、認識基準及び測定概念を参照して、会計方針に関する判断を行なわなければならないとされている (IASB [2003] par.11)。これによって、概念的枠組みは IFRS の一部として実質的に機能している (山田 [2010] 24 頁)。なお、参考のために、IASB と FASB における概念的枠組みの取扱いについての異同点を纏めれば、表13のとおりである。また、政治的な圧力を回避し、首尾一貫した理論的アプローチに基づいて概念的枠組みを作成することが主張されているけれども、実際には、例えば、リーマン・ショック時の金融商品会計基準の改訂のように、各国の利害対立を反映して、各国からの政治的な圧力等に基づいて概念的枠組みが作成されている。

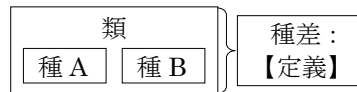
表13 IASB と FASB における概念的枠組みの取扱いについての異同点

摘 要	IASB の取扱い	FASB の取扱い
①会計基準	概念的枠組みは会計基準の一部	概念的枠組みは会計基準の一部ではない
②会計処理	個別会計基準で分からないとき、概念的枠組みに従って会計処理	個別会計基準で分からないとき、概念的枠組みに従って会計処理しない
③基準設定	- 進歩的というより、保守的である - すぐに実践で使用するため	- 進歩的でも良い - すぐに実践で使わないため
④個別会計との整合性	現行の個別会計基準との整合性をより強く要求する	現行の個別会計基準との整合性は緩くてよい
⑤その他	原則主義なので、その穴埋めとして概念的枠組みが必要	細則主義なので、概念的枠組みはあまり必要とされない

(出所) 大日方他 [2009] 81-82頁を参照して著者作成

- 2) これは、最良な実務を集約して、一定の目的によって会計基準を体系的に設定しようとする「帰納的アプローチ」(inductive approach) と対照的なものである。
- 3) 2013年の概念的枠組みに関する「討議資料」の分析については、日本簿記学会簿記理論研究部会 [2014] に詳しい分析がある。
- 4) この委員会の構成メンバーは、G. J. Benston, D. R. Carmicheal, J. S. Demski, B. G. Dharn, K. Jamal, R. Lauz, S. Rajgopal, G. Vrana である。また、この「分析」については、岩崎 [2012a] において簡単な分析がなされている。
- 5) IFRS 概念的枠組みにおける一般目的財務報告の目的においては、「stewardship」の代わりに「responsibility」(IASB [2013] par. OB4) という用語が使用されている。なお、用語の定義は、類に対して種差を明確にすることである。すなわち、ある概念は、1つの類概念の中に入ると共に、同時に類概念との違いを明確にし、区別することが必要である (中村 [2005] 193頁)。

図2 定義と類と種

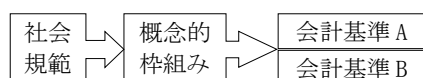


「受託責任」(stewardship) という場合には、主に英国等を中心として受託した (charge された) 財に対して、管理者 (経営者) としての忠実義務と善管注意義務をどのように果たしたのかの顛末を、財務諸表を作成・表示 (必要により監査を受けて) することにより果たす (discharge) もののことであり、その視点は本来あくまでも財務諸表の作成者の側にある。他方、これに類似する概念として、「会計責任ないし説明責任」(accountability) という用語があるが、これは主に米国等を中心として使われるもので、受託責任とほぼ同様の意味に使われているが、忠実義務と善管注意義務の観念が、受託責任と比較して、それほど強くないこともある。

- 6) 本稿では、「利益観」(利益をどのようなものと見るのかについての考え方) として「資産負債中心観」(利益を、資産負債の差額の期首期末の差額であり、富の増加と考えるもの) と「収益費用中心観」(利益を、収益費用の差額であり、効率性を表すものと考えもの) とを使用している。なお、FASC の「分析」では、同様なものとして「貸借対照表アプローチ」と「損益計算書アプローチ」という用語を使用している。しかし、必ずしも同一のものか否かは明らかでない。
- 7) なお、認識基準については、新しい概念的枠組みでは、蓋然性と信頼性の2つの要件が削除され、定義の要件のみとなっているところが、予備的見解とは異なる。
- 8) 例えば、S. サンダーが主張するような、市場における会計基準間競争等が想定されている。また、AAA の FASC の2010年の提案モデルでは、具体的な概念的枠組みに関する原則として、㊦取引の解釈に基づく認識と測定、㊧営業活動と財務活動の分離、㊨営業利益測定の中心性、㊩貸借対照表保守主義、㊪所有主観に基づく所有主持分会計の5原則を示している。
- 9) 国際的な証券市場を前提とした IASB と異なり、FASB は米国国内の会計基準の設定機関である。
- 10) IASB は、一般に演繹的アプローチないし理論的アプローチ (theoretical approach) を用いて概念

的枠組みを作成しているといわれているが、実際には完全な形での演繹的アプローチでの概念的枠組みとなっていない。なお、概念的枠組みはその基礎としての社会的な規範を前提として、それを明示的に示す役割を果たしている。それゆえ、概念的枠組みは実証等の手続きを経て、出来る限り社会規範を反映し、実務的にも実行可能なものを体系化したものであることが要求される。そして、この概念的枠組みは、理論的には基準設定者の考える理想的な会計の体系を示している。それゆえ、理論的には、この概念的枠組みに基づいて首尾一貫した相互に整合性のある個別の会計基準が設定されることとなる。

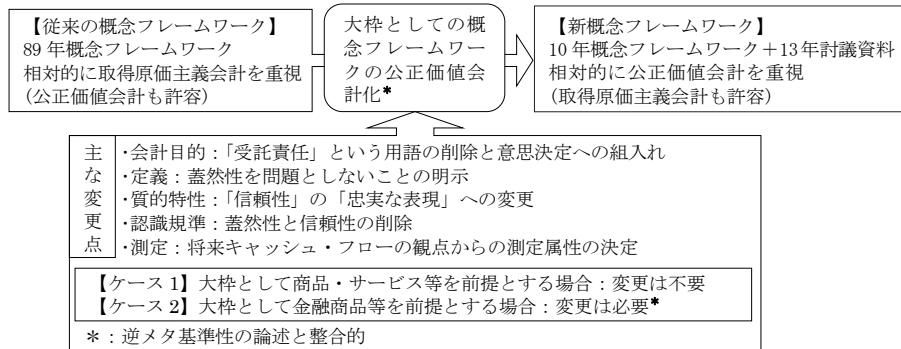
図3 社会規範、概念的枠組みと会計基準



- 11) 保守主義には、一般に㊦制度的な保守主義、㊧見積における判断基準としての保守主義、及び㊨過度の保守主義があるとされている。前2者は理論的には一般に認められ、最後のものは、認められない。なお、FASCが保守主義を主張することに対して、「理論と実証」という観点からは、その理論の前提となる実証研究がなされており、その主張が裏付けられているのが問題とされることとなろう。
- 12) 会計目的の問題の詳細な検討については、岩崎 [2012b]、梶田 [2014] を参照されたい。なお、過去情報だけでは受託責任が十分に果たされず、将来リスク等の情報も必要であるとも考えられるが、これに関しては、会計上の認識規準を満たさない事項については、注記で開示すれば足りると考える。また、市場を通した客観的な過去情報だけでは、例えば、有価証券の利益の先取りや先送りなどの操作に無力であるという取引基礎アプローチに基づく取得原価主義会計に対する批判があるが、これに関しては、売買目的有価証券について実現概念を拡大し、実現可能性概念で時価評価を行うことも理論的に考えられ、また我が国等ではこれが実際に制度化されている。
- 13) 主たる利用者の問題に関しては、岩崎 [2012b] を参照されたい。
- 14) そして、のれんに関しては、所有主観に基づき買入のれんのみを計上すべきである。また、のれんの問題の詳細な検討に関しては、岩崎 [2013a] を参照されたい。そして、会計主体論の問題については、岩崎 [2014b] を参照されたい。なお、2015年1月のスタッフ・ペーパーでは、企業主体観の採用が確認されている (ISAB [2015] par.21)。
- 15) 例えば、資産としての形態は同じ有形固定資産 (建物等) であっても、所有者の保有意図に基づき、㊦販売目的で保有する場合には、棚卸資産とし、自社の事業用に用いる場合には、有形固定資産とし、さらに賃貸借目的で保有する場合には、賃貸資産として処理をするというようなものである。なお、保有意図分類と事業モデル分類とは、厳密な意味で定義されてはおらず、両者が重なる部分もかなりあるが、必ずしも同一のものではない。
- 16) IFRSの概念的枠組みの測定問題の詳細な検討については、岩崎 [2013b] [2013c] を参照されたい。
- 17) 財務情報の質的特性の問題の詳細な検討については、岩崎 [2011a] を参照されたい。

- 18) 公正価値会計の問題の詳細な検討については、岩崎 [2011b] を参照されたい。
- 19) FASC が指摘するように、現実には経営者に業績上方偏向があることやリスクを早めに費用として数値に取り入れることによって、有用な情報を提供することができる。
- 20) 図4のような新しい「概念的枠組みの公正価値会計化」(現象)については、岩崎 [2014a] を参照されたい。

図4 概念フレームワークの内容



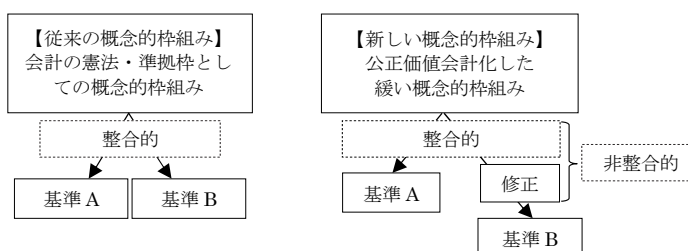
(出所) 岩崎 [2014a] 132頁

また、表14・図5のように、1976年のFASBの概念的枠組みでは、概念的枠組みは会計の「憲法」(FASB [1976b] par.4)として個別会計基準を設定するときに従うべき準拠枠(概念的枠組み→個別会計基準)と位置づけられていた。他方、2013年のIASBの概念的枠組みに関する討議資料では、概念的枠組みは大枠として金融商品等の公正価値会計に適合するように、財務諸表の構成要素の定義や認識規準が非常に緩いなんでも許容するような枠組み(「概念的枠組みの公正価値会計化」現象)となっている。それゆえ、そこから金融商品等の公正価値会計に適合するような個別会計基準は導けても、金融商品とはその基本的な性格が異なる商品・サービスの取引等を処理するための個別会計基準を演繹のアプローチに基づき理論的に導くことができなくなってしまう。このような意味で「概念的枠組みの役割の変容」が見られる。

表14 概念的枠組みの役割の変容

摘 要	1976年概念的枠組み	2013年討議資料
概念的枠組みの役割	・会計の憲法・準拠枠 ・概念的枠組み→個別会計基準	・緩い準拠枠 ・金融商品等：概念的枠組み－○→個別会計基準 ・商品等：概念的枠組み－×→個別会計基準

図5 概念的枠組みのタイプ



〔参考文献一覧表〕

石川純治 [2010] 「日本版概念フレームワークの立脚点— 4つの基礎理論的視点から」 1-25頁

(<http://www.komazawa-u.ac.jp/~ishikawa/kiyoh0603.pdf>)

岩崎勇 [2011a] 「IFRS の概念フレームワークについて— 財務情報の質的特性を中心として—」 『會計』 第180巻第6号、29-41頁

—— [2011b] 「IFRS 導入と公正価値会計の拡大」 『経済学研究』 第78巻第2・3合併号、93-120頁

—— [2012a] 「IFRS の概念フレームワークについて— AAA の FASC の見解を中心として—」 『九州経済学会年報』 第50集、41-45頁

—— [2012b] 「IASB の概念フレームワークにおける会計目的について」 『経済学研究』 第78巻第5・6合併号、59-88頁

—— [2013a] 「のれんの処理について」 『會計理論学会年報』 第27号、41-51頁

—— [2013b] 「IFRS 概念フレームワークにおける測定問題について」 『産業経理』 第73巻第1号、31-40頁

—— [2013c] 「IASB の概念フレームワークにおける測定問題について」 『経済学研究』 第80巻第4号、55-80頁

—— [2014a] 「概念フレームワークと簿記」 130-142頁 『會計概念フレームワークと簿記— 最終報告書—』 日本簿記学会 簿記理論研究部会

—— [2014b] 「会計主体論と概念フレームワーク」 『日本簿記学会年報』 第29号、173-181頁

大日方隆他 [2009] 「会計制度の国際的対応を巡る論点」 『企業会計』 第61巻第3号、65-82頁

企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006] 「ディスカッション・ペーパー 『財務報告に関する改善された概念フレームワークについての予備的見解：財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性』 に対するコメント」 1-12頁

斎藤静樹 [2006] 『企業会計とディスクロージャー』 東京大学出版会

桜井久勝 [2001] 「会計情報の利用目的」 『會計基準の動向と基礎概念の研究 最終報告』 日本會計研究学会 特別委員会3-5頁

栢田龍三 [2014] 「新概念フレームワークにおける姿勢の変化」 27-35頁 『會計概念フレームワークと簿記— 最終報告書—』 日本簿記学会 簿記理論研究部会

- 津守常弘 [2005] 「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の特徴と問題点」『企業会計』第57巻第3号、4-11頁
- [2008] 「『財務会計概念フレームワーク』の新局面と会計研究の課題」『企業会計』第60巻第3号、4-14頁
- 中村元 [2005] 『合理主義 東と西のロジック』青土社
- 藤井秀樹 [2011] 「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第204巻第1号、17-40頁
- 日本簿記学会簿記理論研究部会 [2014] 『会計概念フレームワークと簿記—最終報告書—』
- 山田辰己 [2007] 「概念フレームワークの見直し」『企業会計』第59巻第5号、104-105頁
- [2010] 「概念フレームワーク改訂プロジェクトについて」『企業会計』第62巻第8号、23-30頁
- 米山正樹 [2013] 「概念フレームワークに関する分析視座」『CARF ワーキングペーパー』CARFJ-096、1-31頁
- American Accounting Association (AAA) [2007] American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (FASC), "The FASB's Conceptual Framework for Financial Reporting: A Critical Analysis," *Accounting Horizons*, Vol.21, No.2, June, pp.229-238.
- [2010] American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (FASC), "A Framework for Financial Reporting Standards: Issues and a Suggested Model," *Accounting Horizons*, Vol.24 Issue 3, pp.471-485. (September) (松浦総一、朱関如、任妮訳 [2011] 「財務報告基準のためのフレームワーク：問題点と提案モデル」『立命館経営学』第49巻第6号、161-180頁)
- [2012] American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (FASC), "Some Conceptual Tensions in Financial Reporting," *Accounting Horizons*, Vol.26 Issue 1, pp.125-133. (March)
- AICPA [1965] "Summary of the Report of the Special Committee on Opinions of the Accounting Principles Board," *The Journal of Accountancy*, Vol.119, No.6, pp.12-16.
- [1973] *Report of the Study Group on the Objectives Statements, Objectives of Financial Statements*. (川口順一訳 [1976] 『アメリカ公認会計士協会・財務諸表の目的』同文館出版)
- FASB [1976a] *Scope and Implications of the Conceptual Framework Project*. (森川八洲男監訳 [1988] 『現代アメリカ会計の基礎概念』白桃書房)
- [1976b] *An Analysis of Issue Related Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement, FASB Discussion Memorandum*. (津守常弘監訳 [1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社)
- [2001] "Conversation with Constituents – Why the Conceptual Framework Is Important," *Status Report*, August 31, pp.1-3.
- [2004a] *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*.
- [2004b] "On the Road to an Objective-oriented Accounting System," *The FASB Report*, August 31,

pp.1-3.

- Gjesdal, F. [1981] “Accounting for Stewardship.” *Journal of Accounting Research*, Vol.19, No.1, pp.245-270.
- IASB [2003] (Revised) International Accounting Standards No. 8: *Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors*.
- [2006] *Discussion Paper: Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information*.
- [2008a] *Exposure Draft: An Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of Financial Reporting, Chapter 3: Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information*.
- [2008b] *Discussion Paper: Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting, The Reporting Entity*.
- [2010a] *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*.
- [2010b] *Project Summary and Feedback Statement, Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- [2010c] *IASB and US FASB Complete First Stage of Conceptual Framework*.
(<http://www.ifrs.org/News/Press+Releases/First+stage+CF+completed.htm>)
- [2013] *Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. (July) (企業会計基準委員会訳『「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し』)
- [2015] IASB Agenda ref 10; *Staff Paper: Conceptual Framework*. (January)
- IASC [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. (国際会計基準委員会 [1989]『財務諸表の作成表示に関するフレームワーク』)
- Johnson, L. T. [2005] “Relevance and Reliability,” *The FASB Report*, February 28, pp.1-4.
- Joint Working Group (JWG) [2000] *An Invitation to Comment on the JWG’s Draft Standard, Financial Instruments and Similar Items*.

〔九州大学大学院経済学研究院 教授〕